

静岡県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年6月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所
焼津市藤守字向川原2298の108
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅